

表 面

第 号	年 月 日発行
官職氏名	
国の債権の管理等に関する法律 (昭和31年法律 第114号)第9条第2項の規定に基づく監査証票	
財務大臣 財務局長 又は福岡財務支局長	

裏 面

国の債権の管理等に関する法律 (抄)
(管理事務の総括)
第9条 (第1項 略)
2 財務大臣は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備 考

- 1 用紙は厚質青紙とし、寸法は日本産業規格B列8とする。
- 2 この監査証票は、財務本省所属の職員に係るものにあつては財務大臣が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するものとする。